

○自動車保管場所証明等事務処理要領の制定について（例規通達）

平成29年12月1日

佐本規制発第258号

改正 令和3年3月26日佐本務発第288号、7年3月28日佐本規制発第66号

自動車保管場所証明等事務については、「自動車の保管場所の証明等事務処理要綱の制定について」（平成3年9月3日付け佐警本例規（交規、会）第19号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始に伴い、別添のとおり自動車保管場所証明等事務処理要領を定め、平成30年1月4日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達の運用開始に伴い廃止する。

別添

自動車保管場所証明等事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長が行う自動車の保管場所が確保されていることの証明及び保管場所の届出に関する事務（以下「証明等事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 自動車

法第2条第1号に規定する自動車をいう。

2 保有者

法第2条第2号に規定する保有者をいう。

3 保管場所

法第2条第3号に規定する保管場所をいう。

4 使用の本拠の位置

自動車の保有者及び自動車の管理責任者の所在地をいい、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合は事務所の所在地をいう。

5 証明申請

法第4条第1項に規定する保管場所の確保を証する書面の提出及び通知の申請をいう。

6 届出

法第5条、法第7条第1項及び法第13条第3項に規定する保管場所の届出、変更届出等をいう。

7 書面申請

書面により行う証明申請及び届出をいう。

8 電子申請

警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明申請及び届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う当該申請をいう。

9 証明通知

令第2条第2項に規定する保管場所が確保されていることを証明する通知をいう。

10 使用権原書

規則第1条第2項第1号に規定する書面をいう。

11 自動車保管場所証明電子化システム

書面申請におけるデータ入力、電子申請における申請受理等を行うための佐賀県警察において運用されるシステムをいう。

第3 証明申請に係る証明等事務

1 書面申請の受理

警察署長は、書面申請による当該申請があったときは、次に掲げる書類について、その記載内容を審査し、相当と認めるときは受理するものとする。

(1) 自動車保管場所証明申請書 2通（正本・副本）

規則第1条に規定する自動車保管場所証明申請書

(2) 使用権原書

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）若しくは保管場所使用承諾証明書（別記様式第1号の2）又は使用権原を有することを疎明する書類

(3) 所在図及び配置図

保管場所の所在図・配置図（別記様式第2号）又は保管場所の所在及び配置を疎明する書類

(4) その他警察署長が必要と判断する書類

2 電子申請の受理

警察署長は、電子申請による当該申請があったときは、次に掲げるデータ（自動車保管場所証明電子化システムを通じて電子申請されたもの）について、そのデータの内容を審査し、適当と認めるときは受理するものとする。

- (1) 申請書画面
- (2) 使用権原書

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）若しくは保管場所使用承諾証明書（別記様式第1号の2）又は使用権原を有することを疎明する書類

- (3) 所在図及び配置図

保管場所の所在図・配置図（別記様式第2号）又は保管場所の所在及び配置を疎明する書類

- (4) 使用の本拠の位置を疎明する書類（必要な場合のみ）

3 現地調査

警察署長は、当該申請に係る場所が保管場所として適正に確保されているか否かを現地調査するものとする。ただし、当該申請に係る場所について、過去1か月未満（証明年月日を起算日とする。）に保管場所として証明書の交付及び証明通知がなされたものに限り、現地調査を省略することができる。

4 証明書の交付及び証明通知

警察署長は、3の現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められる場合には、次のいずれかの事務を行うものとする。

- (1) 証明書の交付

1の方法によりなされた書面申請のときは、自動車の所有者に対し、自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

- (2) 証明通知の実施

2の方法によりなされた電子申請のときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局に対し、自動車保管場所証明電子化システムを使用して、保管場所が確保されていることを証明する旨の通知を行うものとする。

第4 届出に係る証明等事務

1 届出の受理

警察署長は、書面申請による当該申請があったときは、次に掲げる書類について、その記載内容を審査し、適当と認めるときは受理するものとする。

(1) 自動車保管場所届出書

規則第3条に規定する自動車保管場所届出書（新規・変更）

(2) 使用権原書

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）若しくは保管場所使用承諾証明書（別記様式第1号の2）又は使用権原を有することを疎明する書類

(3) 所在図及び配置図

保管場所の所在図・配置図（別記様式第2号）又は保管場所の所在及び配置を疎明する書類

(4) その他警察署長が必要と判断する書類

2 現地調査

現地調査は省略するものとする。

第5 証明書の再交付に係る証明等事務

1 証明書の再交付申請

警察署長は、第3の4の方法により交付した証明書について、紛失、汚損等の理由により当該証明書の再交付を必要とするときは、自動車の保有者に対し、自動車保管場所証明申請書の提出を求めるものとする。ただし、証明書の再交付は、過去1か月以内（証明年月日を起算日とする。）に交付した証明書に限るものとする。

2 証明書の再交付

警察署長は、1の当該申請書を受理したときは、自動車の保有者に対し、証明書を再交付するものとする。

第6 手数料の徴収事務

1 手数料の徴収の要否等

証明等事務に係る手数料については、佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）別表第1に規定する手数料とし、当該手数料の徴収の要否については、別表のとおりとする。

2 手数料の徴収方法

当該手数料については、書面申請によるときは佐賀県証紙条例（昭和39年佐賀県条例第19号。以下「証紙条例」という。）第2条第1項の規定により徴収するものとし、電子申請によるときは証紙条例第2条第1項ただし書及び佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）第3条の2の規定により徴収するものとする。

第7 事務の委託

第3の3に規定する現地調査等に係る事務については、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者に委託して行うものとする。

第8 委任

この要領の実施のために必要な細目的事項は、交通部長が別に定める。

別表（第6関係）

証明等事務の内容	手数料徴収の要否
証明申請（再申請を含む。）	要
届出（変更届出を含む。）	否
証明書の再交付	否

別記様式第1号

別記様式第1号

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有・管理であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

住所

電話

氏名

- 備考
- 1 この書面は、自動車の使用者が保管場所である土地・建物を自己単独で所有し、又は管理している場合に使用することができます。
 - 2 保管場所証明申請の場合は「証明申請」に、保管場所届出の場合は「届出」に○を付けてください。
 - 3 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に○を付けてください。
 - 4 所有・管理については、どちらか当てはまる方に○を付けてください。

別記様式第2号

別記様式第2号

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考
1. 別紙として、地図のコピーを添付できます。
 2. 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
 3. 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、申請に係る自動車の保管(駐車)場所を明示してください。
 4. 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置の間を線で結んで距離を記入してください。